

第4章 ゆりかご事例と相談事例から見える諸課題

県検証報告書（第1期）以降、ゆりかご事例と相談事例の分析を通じて多くの課題が示されているが、第6期においても、これまで示された課題とほぼ同様の課題が認められた。当専門部会では、これまでの課題を踏まえ、様々な意見が出されたが、ここでは、第6期において認められた特徴的な事例や新たな課題を取り込んで整理を行った。

1 ゆりかごに預け入れる以前の課題

(1) 公的相談機関のあり方について

熊本県・熊本市における妊娠・出産に係る相談件数は増加傾向にあるものの、依然として慈恵病院の相談件数が多い状況が続いており、妊娠・出産に一人で思い悩み、身近な者や公的な相談機関に相談できない女性が全国に多く存在すること、その受け皿として行政の相談窓口が十分に機能していないのではないかということも明らかとなってきた。

預け入れ事例については、第6期においても、預け入れる以前に公的相談機関が何らかの関わりを持っていた事例が複数見られた。これらの事例においては、相談者に関わっていた公的相談機関の提案や対応を受け入れられない、もしくは妊娠そのものを知られたくないという状況において、本人や家族が地域の支援機関にも結び付かないまま、預け入れに至ったものと考えられる。

このような事例を防ぐためには、妊娠・育児相談に対して緊急対応できる窓口の充実や周知啓発の必要性も感じられる。

◆事例A：地元の児童相談所が関与し、経済的理由から第2子から第5子までは施設措置中であったが、当該児童相談所とは話をしたくないとの理由で第6子を預け入れた。

(2) 妊娠期・出産期からの支援体制について

妊娠期から出産期に至る時期は、その後の親子関係、ひいてはこどもの人格形成のスタートの重要な時期であるが、ゆりかご事例、相談事例においては、この時期の母親は多くの問題を抱えているという特徴がある。特に未成年、生活苦、予期しない妊娠／計画していない妊娠¹、産後うつが疑われる場合等リスクの高い実親、障がい児を妊娠・出産した実親等への支援に関する課題が見られる。このため、それぞれの抱える問題に応じた細やかな対応と支援体制の充実が求められる。

これまでで、最も自宅出産等（孤立出産）が多かった第4期に続き、第5期（76.0%）及び第6期（66.7%）も高い割合となっている。母親が自分で出産後の処置

¹ 様々な事情により、妊婦やそのパートナーが、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きに受け止められず、支援を必要とする状況や状態にあること。この言葉は生まれてくる子どもに向けられる言葉では決してなく、支援や援助を必要とする妊婦を認識し、如何なる支援を行うべきかを考えるための言葉である。（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第13次報告）」より引用）

を行うなど、自宅出産等（孤立出産）は生命の危険性を伴うものであることから、自宅出産等（孤立出産）の危険性を周知し、これをできるだけ減らす方策が必要である。

また、平成28年度の児童福祉法の改正において、要支援児童等²と思われる者に日頃から接する機会の多い医療機関、児童福祉施設等やその職員が要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供するよう努めなければならないとされたところである。

預け入れ者の多くが妊娠届けを未提出であるなど妊娠を把握することが困難という面もあるが、母子に関わる機関においては、相談者の背景や養育に対する思い等を丁寧に聞き取りながらも、ゆりかごへの預け入れや遺棄の可能性を念頭に置くべきである。また、相談者又はそのこどもが要支援児童等と思われる事例を把握する必要性と、そうした相談事例を必要な支援につなげるために、相談者の居住地の市町村に対し積極的な相談、情報提供を行い、母子の安全な妊娠・出産を確保することの重要性を広く周知する必要がある。

◆事例B：不妊治療を経て妊娠し、医療機関において出産した実母が預け入れた。妊娠から出産までは変わりなく過ごしていたが、出産後から漠然とした不安が強くなり、当該医療機関からも何かあれば相談するように言われていたが相談できず、実母方の祖父母にも相談したが分かってもらえないと考えた。

（3）妊娠・出産に対する意識・理解について

自分が望んでない妊娠・出産に対して、特に若年者の事例の場合、「思いがけない出来事」として対処しようとする傾向が見られる。心の準備も無く、自分の命を継承する者が生まれてくることに喜びを持たないまま出産に至った事例が少なくない。母親の年齢別出産割合は10代・20代が約3割³であるのに対し、これまでにゆりかごへ預け入れた10代・20代の母親の割合は約5割を占めている。

こうした背景には、若い世代の妊娠・出産に対する基本的な知識が不足しているという実態が推測される。

このため、家庭や学校をはじめ、様々な機会を捉えて、若年層から命を大切にする教育や性教育を更に充実していくとともに、あわせて、妊娠・出産・育児に関する福祉制度や公的相談窓口の周知を積極的に進めることが必要である。

◆事例C：10代後半から20代前半と思われる未婚の男女が、育てたい気持ちはあるが無理だと思って預け入れた。

² 要保護児童（保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（児童福祉法第6条の2第8項）、保護者のない児童（現に監督保護している者がいない児童）（児童福祉法第6条の2第8項））、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（児童福祉法第6条の2第5項））及び特定妊婦（出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の2第5項））。

³ 令和4年（2022）人口動態統計第4表(3)母の年齢（5歳階級）・出生順位別から算出した。（https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei22/dl/08_h4.pdf）。

(4) こどもの父親の当事者としての自覚について

父親がゆりかごへの預け入れを勧めたり、妊娠の事実を知らない等、父親の側が妊娠・出産に対して当事者としての自覚を持ちえていない例も少なくない。

父親自身が、妊娠・出産・育児の問題は自らの問題でもあることを自覚することが必要であり、そのことについて社会に強く訴えていくとともに、そのための教育や啓発に力を入れていくことが重要である。

◆事例D：遠方に居住し、月に2, 3回会っていた交際相手とのこどもを妊娠したが、当該交際相手には妊娠のことを伝えないまま出産し、経済的理由で育てられないとして預け入れた。

2 ゆりかごへの預け入れに伴う危険性

(1) ゆりかごに預け入れるまでの経過における危険性

ゆりかごの扉の中に預け入れられた以降のこどもの安全確保については、慈恵病院において設備面及び受け入れ態勢の両面において十分な体制がとられており、開設当初から現在に至るまで、こどもの安全にかかわる問題は発生していない。

しかしながら、ゆりかごに預け入れるために、生後間もないこどもと産婦が遠くから長時間かけて、飛行機・電車・自動車等を使い移動する事例が続いており、第6期においても、産後間もない母親とこどもが、ゆりかごを目指して長距離を移動してくるという事例が複数見られた。特に、出産直後を含め浅い日数で長距離を移動することについては、母子ともに生命が危険にさらされる可能性が高い。

また、ゆりかごに預け入れることを前提として、自宅出産等（孤立出産）をし、自分で出産後の処置を行った事例等、生命の危険性を伴う事例も複数見られた。特に第4期以降、自宅出産等（孤立出産）が6割以上と高い割合を維持しており、危険性は更に増していると言える。

こうした自宅出産等（孤立出産）の影響もあると推測されるが、第4期以降、生後7日未満の早期新生児の割合が増加している。

さらに、実母の就労等を理由にこども（とりわけ、新生児）を長時間放置するなど、ゆりかごに至るまでの間に母子が危険な状態にさらされている事例がある。

これらの事例のように、ゆりかご設置当初から、ゆりかごに預け入れられるまでの過程において、母子の身体的な安全が懸念されるという問題が指摘されていた。

この16年間の利用状況から、予期しない妊娠／計画していない妊娠、自宅出産等（孤立出産）、長距離移動を経た預け入れ、生まれたこどもの存在を周囲に隠した状況での就労・日常生活への復帰、という一連の行動がセットになってきていることが明らかとなった。

これが自宅出産等（孤立出産）の危険性を知った上での行動なのか、自己都合による自宅出産等（孤立出産）なのか、安易な預け入れなのかは不明であるが、妊娠後ゆりかごへの預け入れを目標設定することで、多少の危険をおかしてでも目標であるゆりかごへ向かっている心理がうかがわれる。

預け入れ以前のこのような過程は設置当初は想定されていなかった利用状況である。ゆり

かごが母子の生命を危険にさらしかねないものとして存在している可能性もある。

特に、第4期において、死亡したこどもが預け入れられるという大変残念な事例が発生した。これを受け、平成27年1月、自宅出産等（孤立出産）の危険性についての提言を公表し、国及び自治体や関係機関に対し周知を図ったところであるが、依然として自宅出産等（孤立出産）危険な過程を経た預け入れが続いていることは憂慮される。

今後も引き続き、ゆりかご運用にかかる問題として、これらの危険性について十分な注意喚起を行う必要がある。

加えて、こどもの視点から、ゆりかごへの預け入れを前提に妊婦健康診査を受けない行為は、胎児にとって必要なケアを受けさせない点で「虐待」と捉えてもよい状況である。専門家の立会いのない自宅出産等（孤立出産）を含め、医療機関等の関係機関がこうした状況を把握した場合には、「虐待」又は「特定妊婦」ととらえた上で、自治体へ通告する必要がある。

◆事例E：預け入れ者との接触はできていないが、臍帯の状況から生後数時間で預け入れられたと推測された。体温は正常であったが、出産後に臍帯を縛らなかつたため多血症の可能性があったこと、血糖が低く糖水を哺乳されたことから、要医療と判断された。

◆事例F：自宅の浴室で逆子を出産し、翌日自らが運転するレンタカーで慈恵病院に到着した。こどもの体温は33.6度と低体温であり、四肢にチアノーゼが見られるほか、酸素飽和度も低かった。

◆事例G：自宅のトイレで出産後、数時間後に出発し、兄の運転する車で慈恵病院に来院し、預け入れた。こどもの健康状態は良好。

（2）ゆりかごの扉の中に入れられない場合の危険性

ゆりかごの預け入れの仕組みは、ゆりかごの扉を開け、保護者への手紙を取り、こどもを奥のベッドに寝かせることを前提とし、預け入れ者が扉を開けて屋内の保育器にこどもを入れることで、こどもの体温管理やブザーの作動によるこどもの速やかな発見・保護が可能であることから、ゆりかごは安全であると認識されてきた。

第4期では、ゆりかごの扉の開け方が分からなかったためこどもを地面に置く事例があった。

また、第5期では、こどもがゆりかごの扉の中ではなく屋外に置かれ、預け入れを知らせる電話により約30分後に低体温の状態で見られるという、当時の環境下においてこどもが危険な状況での預け入れ事例があった。

ゆりかごは、こどもをゆりかごの扉の中に預け入れることで安全であるとされているため保護責任者遺棄罪には当たらないとされてきたが、預け方次第ではこどもの安全は担保できないということを社会に認識してもらい、このような危険な預け入れが起きないように引き続き再発防止に努める必要がある。

(3) 実母へのケアができないことによる危険性

第6期では、15事例中10件が自宅出産等（孤立出産）であった。預け入れ後に、実母に対する診察ができた事例もあるが、実母との接触ができない場合や診察を拒否する場合は、産後の身体的ケアは行われないうままである。

また、様々な事情があり預け入れに至った実母には福祉的なケアが必要であると考えられる。経済的支援や保健福祉サービスの活用等ができないことや、追い詰められた状況で妊娠・出産し、こどもを手放すという体験をした実母に対する心理的なケアが行えないことは、実母への福祉の観点から大きな問題である。

預け入れ者に接触できないことは、実母の産後の身体面の安全性が担保できないことであり、預け入れに至った根本的な問題を解決する機会が失われることでもある。同じような予期せぬ妊娠・出産を繰り返さないためにも、実母へのケアは必要であり、預け入れ者との接触の重要性について今一度考える必要がある。

第6期においても、預け入れ者との接触により面談につながった事例はあるが、匿名を盾に身元について明かさなかった事例や、医学的な処置が必要であったにもかかわらず、処置を拒否した事例、地元の児童相談所に出産を知られたくないという理由で、ゆりかごは匿名でこどもを預けられると考えて預け入れた事例があった。

実母にとっては、実名を名乗ることで自らにとって不利益になると思わせる事情や背景があったものと推察されるが、産後の心身のケアを行い、預け入れに至った複雑な事情（経済的、社会的な問題等）を解決し、予期せぬ妊娠・出産の再発を防止するためには、医療や福祉につながる必要性があることから、匿名性には課題がある。

◆事例H：第2子を自宅出産後、翌日に預け入れた。慈恵病院の職員と接触しているが、診察や相談には至らなかった。なお、第1子についても自宅出産であり、乳児院の措置を経て、地元の要保護児童対策地域協議会で見守りが継続中であった。

◆事例I：出産翌日新幹線とタクシーで慈恵病院に到着。同院で診察を受けたところ、貧血はないものの、膣が裂けているため縫合が必要であったにもかかわらず、新幹線の時間に間に合わないからと治療を拒否した。

(4) 医学的課題

これまでに、預け入れ時にこどもが医療を要した事例は39件（22.9%）であった。このうち、生後1週間以内の早期新生児は26件、車中を含む自宅出産等（孤立出産）は29件であった。なお、第6期では、15事例中5件（33.3%）が低体温などの理由により医療を要しており、すべてが生後1週間以内の早期新生児で、かつ4件が自宅出産の事例であった。自宅出産したこどもをゆりかごに連れてくることにより、低体温などの医療を要する状態が生じていることが推察される。

医療の観点からは、早産や胎児発育不全等のこどもは、通常は保育器や新生児集中治療室等による管理が一般的であるが、ゆりかごに預け入れられたこどもは出産後にその

ような対処が行われていないことが考えられ、発育への影響が心配される。障がい児の預け入れ件数はこれまでに17件であるが、このうち、預け入れ時に医療を要した事例は9件、その後の養育においては、ほとんどの事例でリハビリや手術等の医療的ケアを要している。

また、障がい児や治療を要するこどもは、ゆりかごへの預け入れにより、それまでの医療に関する情報が遮断される。このため、新たな診断・治療を行うための検査による負担、これまでの治療の中断、薬物の副作用やアレルギーのリスク等の治療上の危険性を伴う可能性もある。必要とされる薬物、医療行為、食事療法等の情報が無い場合、疾病・症状等によっては、重篤な状況に陥ることも考えられ、危険性が高く、こどもの生命の安全に関わる重大な問題を含んでいる。

なお、医療を要したこどもの健康上の予後については、先天性の疾患等の事例を除き、預け入れ時の状況が影響した事例は確認されていない。しかし、今後のこどもの成長の過程で影響が明らかになることも考えられることから、引き続きゆりかごに預け入れられたこどものその後の状況については、確認を行っていく必要がある。

3 ゆりかごの運用面と対応における課題

(1) 慈恵病院の対応

ア 幼児の預け入れ事例について

ゆりかごは新生児を想定して運用されているが、これまでに幼児が10件（第1期2件、第2期4件、第4期2件、第6期2件）預け入れられている。預けられた時点での最高年齢となるのは、推定年齢が3歳の事例であり、この場合、自分がゆりかごに預けられたことを記憶している。幼児の預け入れは、その後の愛着形成や人格の発達にも影響が大きく出る懸念があるため、このような事例を回避するために、引き続き、ゆりかごは新生児を預ける施設で、幼児を預ける施設ではないことの周知を徹底すべきである。

イ 預け入れ者との面接、身元判明について

これまでゆりかごに預け入れられた事例の半数以上は、ゆりかごの預け入れの際にその場での預け入れ者との面接につながり、身元が判明している。

病院は当初匿名での預け入れを前面に出していたが、その後、ホームページやゆりかごの扉の表示を変更したことにより、預け入れることなく相談に結びついた事例もある。病院が預け入れ者に接触できた事例について、病院が一生懸命対応されていることは理解する。その一方で、預け入れ時に病院職員が駆けつけたにもかかわらず、相談につながらず身元の判明ができていない事例がある。

身元が判らないということは、預け入れられたこどもの出自をはじめとした、その後の養育や医療に必要な情報が全くないということである。

第1章で記載したように、慈恵病院はゆりかごの扉の前にメッセージカードの記載台を設置し、こどもの出自にかかる情報を少しでも残してもらうための取組を行っている。

今後も、慈恵病院は、できるだけこどもの出自を把握する必要性を預け入れ者に理解してもらうための努力を行うとともに、これまで以上に預け入れ者との接触到に努め、接

触が困難な場合でも、何かひとつでも手がかりを残してもらうための方策等の検討を行うことが必要である。

ウ 医療情報の引継ぎについて【新規】

預け入れられたこどもが病気に罹患していたり、アレルギーを持っている場合であって病院がこれらの情報を収集したときは、児童相談所に提供することとなっている。情報提供を受けた児童相談所は、さらに施設や里親につなぐこととしている。

生後間もない乳児は、どのようなアレルギーや疾患があるか分からない場合が多いが、短い期間であっても育てた過程で知り得た当該乳児の体質、実親の病歴等の情報によって予防できるものもある。病院では、預け入れ者との面接につながった場合は、実親にアレルギーなどがいないか、体質や病歴を優先的に尋ねることとされているが、このような取組は預け入れられたこどもの健やかな成長のために重要である。

◆事例J：実母は、慈恵病院が用意した病歴調査票に実父母のアレルギーの有無等について記載した。

(2) 特異な預け入れ事例等について

ア 障がいのあるこどもの預け入れ事例について

第1期から第6期までの16年間に預け入れられた全170件の事例中、障がいのあるこどもが預け入れられた事例は17件であり、第6期以外の全ての期において預け入れが見られる。このうち、少なくとも9件は医療機関で告知や治療を受けていた。こどもに障がいがあることが預け入れの理由となった事例もあり、障がいの受入れ困難、愛着形成の不足、障がいのある子の子育てへの不安、支援の不足などが原因と考えられる。決して少ないとは言えない状況であり、障がいの告知後の医療機関の関わりや説明の在り方に関する課題である。

また、預け入れられた当時は確認できなかったが、養育の過程で新たに障がい確認された事例がある。但し、保護者が預け入れ時に、この障がいを認識して預け入れに至ったのかは不明である。

障がい者の権利擁護に向けた取組として、平成16年の「障害者基本法」の改正において、障がい者に対する差別の禁止が基本的理念として明示され、さらに、平成23年の同法改正の際には、基本原則として、同法第4条第1項に、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」こと等が規定された。

さらに、この差別の禁止の基本原則を具体化する形で、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」が制定された。我が国は、本法の制定を含めた一連の障がい者施策に係る取組の成果を踏まえ、平成26年1月に障害者の権利に関する条約を締結した。

障害者の権利に関する条約では、第3条で、固有の尊厳、個人の自律（自己の選択を行う自由を含む。）、障がいのある児童がその同一性を保持する権利の尊重等を一般原則としている。また、第23条では、締結国は、障がいのある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保すること等が記されている。

しかしながら、この16年間の預け入れ事例に対する援助過程においては、障がいがあることで、特別養子縁組希望者が見つからず施設入所を継続している事例や、こどもの持つ発達課題への対応が難しく、里親委託を行ったが不調に終わった事例、家庭引取り後、再度施設入所に至った事例もみられており、援助を行っている児童相談所において、対応に苦慮している状況や、障がいのあるこどもであるが故の担当者としてのジレンマが聞かれている。

また、障がいのあるこどもの預け入れの多くは医療機関での出産であり、障がいの程度は幅広く、重度から比較的軽度の障がいまで様々であった。特に後者については出産した医療機関や診断・治療を行った医療機関での実親への関わりや説明が不十分な可能性もある。再発防止の観点からも、ゆりかご利用に至った情報をこのような医療機関へフィードバックする必要がある。その上で実親とこどもの再統合、育児支援、医学的支援を行うことが重要である。

また、預け入れ以降の問題として、ゆりかごへ預け入れられた障がい児や治療を要するこどもは、預け入れにより、預け入れ前の健康や医療に関する情報が遮断されてしまうため、その診断・治療に関する情報が無いか少ないことが多い。新たな診断・治療には、検査の負担、治療の中断、薬物の副作用、アレルギーのリスク等を考慮すると治療上の危険性を伴う可能性もあり、こどもの安全確保に関し非常に重大な問題である。また、このためこどもの養育先の決定に時間を要した事例もあった。預けられたこどもの身元を特定し様々な医学的な情報をつなぎ合わせる必要があるが、このことは預け入れ者を匿名にすることと矛盾しないと考えるべきであり、預け入れられたこどもや預けた家族の両方を救う観点から、積極的に身元の特定を行うべきと考える。

なお、生まれてきたこどもに障がいがあるということは、その実親にとって簡単に受容できるものではなく、否定と肯定を繰り返しながら、時間をかけて受容へと向かうことが一般的であり、その過程において、ゆりかごの存在は、実親の一時的な迷いを助長する可能性が考えられる。

イ 預け入れ者が慈恵病院にのみ身元情報を明かした事例について【新規】

第6期では、預け入れ者が慈恵病院にのみ身元情報を明かした事例が複数発生した。ゆりかごにこどもが預け入れられた場合、慈恵病院は直ちに熊本市児童相談所に通告し、これを受けた同児童相談所職員が直ちに慈恵病院に駆けつけることになっており、同児童相談所職員が預け入れ者と可能な限り接触し、支援につなげるのが望ましい。

しかしながら、預け入れ者によっては、こどものために身元情報を残すことについては抵抗がないものの、児童相談所をはじめとする行政機関等に身元情報を提供することについて拒否することがある。今回の事例は、ゆりかごは匿名でこどもを預けられると考えた預け入れ者が、こどもだけには身元情報を残そうとした結果生じたと考えられる。

しかし、この事例では、身元情報にアクセスできるのは慈恵病院の限られた職員のみであり、その取扱いについて未だ明確にされていない。身元情報が全くない場合に比べて預け入れられたこどもの出自を知る権利が保障される可能性がある反面、身元情報の保管方法について、病院内における一定の規程が必要であると考ええる。

また、身元情報の開示について、預け入れ者の身元情報が誰のものであるのか、こどもが開示を求めるための年齢制限はあるのか、ゆりかごに預けられたことをこどもが知らない限り慈恵病院に開示を求めるに至らないのではないかと、出自を知る権利として保障するためには国による制度が必要ではないかと、といった問題が山積しており、引き続き検討が必要であると考ええる。そのためにも同様の事例が発生したときは、慈恵病院から熊本市に情報共有されることが重要である。

当専門部会としては、このような事例は特異な預け入れ事例であって、引き続き慈恵病院がこどもの出自情報を残してもらえるように預け入れ者に理解してもらうための努力を行うとともに、こどもたちが健やかに成長するための援助に資するために児童相談所等の関係機関と緊密に連携を図ることが重要であると考ええる。

◆事例 K：出産するまで妊娠を疑っていなかった女性が、経済的理由等から一人では育てられないと思い預け入れた。実母は、慈恵病院職員一人に対し健康保険証の写しを提供し、同職員がその内容を確認せずに封緘した上で病院内の金庫に保管した。

◆事例 L：つわりで妊娠に気づいたが、産婦人科の受診もせず、自宅で出産した。預け入れから約1週間後、慈恵病院に出自証明書としての免許証の写し等が届いており、こどもへの開示時期については、「児の心に配慮して、17歳以降にお願いしたい」と記載されていた。

(3) 児童相談所及び関係機関の対応

ア 保護者を探す努力について

預け入れに際し、預け入れ者との相談につながらなかった場合には、遺留品や残された手紙等の情報を手がかりとして児童相談所が身元判明のための社会調査を行っている。身元判明の割合が第5期では80.0%であったのに対し、第6期では66.7%と過去2番目に低い状況であった。

なお、遺留品等については、目録を作成のうえ、こどもとともに乳児院等施設の措置先に預けられ保管される。また、現金については、こども名義の通帳に預金される。

イ 就籍手続について

第1期では、こどもの身元が不明のため熊本市が就籍手続を行った後に、実親が出生届を提出していたことが判明し、二重戸籍となった事例があった。このため、実親による戸籍の訂正手続を要した。第2期以降は、就籍までには十分な調査期間を経たうえで行っており、二重戸籍の問題は発生していない。しかし、身元不明の場合は、二重戸籍となる危険性は常に存在する。

また、身元が判明した場合であっても、保護者との連絡がとれない等の理由により、未だ就籍できていない事例がある。こどもの最善の利益のために何らかの方法で就籍手続を進める必要がある。

(4) 預け入れ状況等の公表について

預け入れ状況の公表にあたっては、こどもの人権を守ることを第一とすべきであり、公表内容には十分な配慮が必要である。一方で、ゆりかごへの預け入れの問題点（危険性）について広く理解を促し、安易にゆりかごへ預け入れがされないような報道が必要であり、今後とも公表のあり方について慎重に判断していく必要がある。

また、預け入れ者及び預け入れられたこどもの情報も極めて慎重に取り扱う必要がある。このことについて、第6期の検証中に、特定の個人がゆりかごに預け入れを行ったという情報を報道機関に提供した事例が確認された。ゆりかごにこどもを預け入れたという事実や自ら又は家族がゆりかごに預け入れられたという事実は、一般的に他人に知られたくない、プライバシーに関わる情報である。預け入れ者は慈恵病院が秘密を守ることを信頼して相談し、預け入れたと推察され、これを本人の同意なく他人に漏らすことは、原則としてプライバシーの侵害にあたると言える。仮にプライバシーに優越する利益のために情報の開示が許されることがあるとしても、その判断が一個人・一病院に委ねられるという状況は望ましいとは言えず、今後解決すべき課題として残る。

4 預け入れられたこどものその後の援助に関する課題

◆は児童状況調査における各児童相談所からのその後の援助に関する意見

(1) 児童相談所での保護・援助について

預け入れられたこどもは遺棄されたものと判断され、熊本市児童相談所により、実親と分離され、まずは心身の安全が保たれる環境が確保されることになるが、その後は、こどもの最善の利益が図られるよう、施設での養育、里親への委託等の制度を利用しつつ、あわせて実親への援助を行うことになるが、実親との親子関係の再構築を目指してできる限りの努力が払われなければならない。

全国の児童相談所にケース移管する場合、ゆりかご利用に至った理由などの情報や支援方針について十分な引継ぎが必要である。

すでに児童相談所で支援を行っていた世帯からの預け入れ事例や、ゆりかごがなかったら児童相談所に相談していた事例があったことから、預け入れに至る問題が解決され、早期に相談対応できるような公的機関の努力が必要である。

全国各地からゆりかごへの預け入れがあるため、熊本市児童相談所は、平成22年度の全国児童相談所長会議において、預け入れられたこどもの社会調査とケース移管後のこどもの状況についての調査への協力を依頼している。全国の児童相談所の理解と協力によりこどもの状況について、一定の現況把握ができているものの、中には匿名性について身分を明かす必要がないと誤解している保護者もいるため、その後の援助につながりにくい事例もある。

引き続き、全国の児童相談所の協力を得ながら、こどもの状況を把握していく必要が

ある。

- ◆実母は、当初「こうのとりのゆりかご」について「匿名でこどもを預けて終わり」となる制度と勘違いしており、出生届や戸籍の作成等の手続がスムーズに進まないところがあった。また預け入れたことにより母の困り感が解消され、その後の市町村や児童相談所の面接が入りにくくなり、親権者としての自覚も薄れてしまうことを心配する。児童の福祉のために協力していただく必要がある各種手続や必要な同意書の取得等に協力が得られにくくなる。
- ◆養子縁組成立までの間は、親子関係の基礎を構築する時期であるので、そのための支援や見守りが役目だと考える。また、実親に対しても、託すに当たって家庭裁判所への調査に応じることを丁寧に説明したり、こどもが将来生き立ちを知りたくなったときに、何をどこまで伝えていいのか等をきちんと確認することが必要だと思う。

(2) こどもの健全な成長の確保について

ゆりかご設置当初から課題として挙げられていたが、身元が判明しない場合、措置された施設や里親において、こどもを養育していくうえで、必要な情報が得られないため、様々な支障や困難が出てくるのが懸念される。

将来にわたってこどもの健全な成長を確保する上で、身元の判明は重要な課題である。

また、すべてのこどもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人ひとりの家庭養護及び個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきである。既に、国の施策においても児童養護施設等の小規模化などの家庭養護が進められている。これにしたいがい、できるだけ家庭的な環境においてこどもが養育されるよう施設、里親、グループホーム（小規模住居型児童養育事業）における社会的養護の充実を更に推進していく必要がある。

- ◆身元不明により、生き立ちの特定が困難である。
- ◆実父が居所不明となり本児との交流は途絶えているが、本児には実父母との交流の記憶があり、実父母に対する思いがあるため、里親との安定した関係を作っていく上で本児及び里親に丁寧にかかわる必要がある、現在も対応中である。

(3) 家庭引取りにおける措置解除の判断について

ゆりかごに預け入れられた事例は、預け入れ後に児童相談所が関わることになるが、その取扱いは、あくまでも虐待事例となる。したがって、措置中の援助においても、措置解除の判断においても、虐待事例としての対応が求められる。

これまでには、家庭引取りとなったものの数年後に死亡する痛ましい事例や、里親とのマッチングが上手くいかずに施設入所に至っている事例、保護者がこどもの多動性・衝動性の受容が難しく、こどもに手を上げる状況が出現し再措置となった事例、きょうだい全員がネグレクト状態となり、同意の上施設入所になった事例もあった。

このため、家庭引取りに向けては、児童相談所等による丁寧な支援を行うとともに、

入所措置の解除の際には、家庭での養育の可否について極めて慎重な判断が必要である。

- ◆約1年にわたり概ね週1回の面会を重ねて本児と家族との関係性を構築できたこと、親族の協力が得られることなどから家庭引取りを決定した。
- ◆実母と連絡がとれるようになり外泊交流まで進んでいたが、児のきょうだいを実母から叩かれていることが確認できたため、こどもたちの話を聞きながら、家庭復帰を慎重に進めている。現在は施設で面会している。

(4) 里親制度と特別養子縁組制度をめぐる課題について

ア 里親制度について

できるだけ早い時期から家庭的な環境で養護されることは、こどもの人格形成上、大変重要である。

里親制度について、熊本県検証会議「最終報告(第1期)」においても里親制度の周知・広報を含めた制度の充実を図る必要性が挙げられていたが、その後国においても家庭養護への政策転換が示され、里親制度の充実に向けた取組が推進されている。今後とも里親登録数を増やすための制度の周知・広報や、児童相談所をはじめとする行政機関等による里親支援の強化等を更に進める必要がある。

- ◆真実告知は重要なことであり、養育里親への委託時に十分な説明を行っており、養親は告知に関し困ることがあれば児童相談所はいつでも相談に応じる。また、こども自身が出自を知りたいと考えることがあれば年齢に関係なく相談に応じるつもりである。
- ◆実親に対しては、里親制度の説明を行い、理解と承諾を得るよう努めている。里親については、その家庭の状況を十分に把握した上で的確なマッチングを行う、里親への情報提供については所内で協議した上で十分な説明を行うなど、交流中の里親支援・保護者支援を丁寧に行っている。

イ 特別養子縁組について

特別養子縁組に関しては、これまでの検証報告において、

- ・実親が判明しない事例で特別養子縁組が認容されるのか、判断が難しい
 - ・特別養子縁組あっせんの実態が見えない状況がある
 - ・特別養子縁組に至った場合、その後の公的なフォローができにくい
- など、多くの課題が示されていた。

また、実親が判明しない事例における特別養子縁組については、第1期において成立した事例は無かったが、第2期においては2件、第3期では6件、第4期では14件、第5期においては21件、第6期においては25件成立している。

養子縁組については、平成28年度の児童福祉法改正において、養子縁組に関する相談・支援が、児童相談所の業務として法律上明確化された。また、「新しい社会的養育ビジョン」では、こどもの最善の利益を踏まえ、養育にかかる永続的解決(パーマネンシ

一保障)について計画的に進めることとされており、今後更に積極的に児童相談所が養子縁組に関わっていく必要がある。

- ◆養育における不安などを受け止め、安心して療育、関係構築ができるように協働する。
こどもの生い立ちに係る情報をできる限り調査し、養子縁組成立に向けて養親に共有し、こどもの出自を知る権利の保障を意識した対応を行う。
- ◆特別養子縁組に同意するか否かの実親の意思確認及び児童に合った養親を慎重に探すことが児童相談所の役割であると考えている。
- ◆本児の成育歴や状態像等に加え、実父母や親族の成育歴や状態等を調査し、児童の成長や発達の予測等を養父母へ伝え、将来に渡って当該児童を養育できるか、養父母との適合性を確認することが必要である。

ウ 預け入れ後相当の期間が経過してからの実親の判明について

第3期において、特別養子縁組成立後、また、特別養子縁組前提の里親委託中に実親が判明し、実親がこどもの引取りを希望する事例があった。身元不明のこどもの特別養子縁組については、このような問題が起こり得ることを念頭に置き進める必要がある。

エ 養子縁組あっせん事業について

平成28年12月9日、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が成立し、民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについては、第二種社会福祉事業の届出制度から許可制度となり、養子縁組のあっせん業務の適正な運営を確保するための規制を設けた。全国で24事業者ある(令和5年4月1日時点)。

このような民間及び国の養子縁組あっせん事業に関する積極的な動きがある中で、特別養子縁組後のこどもの思春期の時期に起こるであろう様々な問題への対応や養子縁組の告知等に対する支援の必要性やその方法に関し、国の検討会における特別養子縁組制度の利用促進の在り方検討⁴の中で、養親への研修や支援を充実させる必要性について報告がなされたところであるものの、引き続き課題として残っている。

オ 真実告知について【新規】

令和4年7月、熊本市児童相談所は、ゆりかごに預けられたこどもに対する真実告知に関する考え方を整理するとともに、こども及び里親(養親)への支援のあり方等についても検討を行うために、真実告知がどのように行われているかの実態把握を行う目的でアンケート調査を行った。アンケート調査の対象、方法等及び調査結果については以下のとおりである。

⁴ 「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について」(平成29年6月30日児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会)より引用

(ア) 調査の対象、方法等

a 対象

- ・ゆりかごに預けられたこども及び特別養子縁組が成立した養親
- ・ゆりかごに預けられたこどもを養育している里親及びその他施設

b 実施方法

郵送（紙面）によるアンケート調査

c 実施時期

令和4年7月26日～令和4年8月10日

d 調査時のこどもの年齢分布

未就学児：35%

小学生：44%

中学生・高校生以上：21%

(イ) 調査結果（回収率94.4%）

項目：「養子」であることの告知について

(1) 養子の真実告知をしている割合

している	67%
していない	33%

(2) 養子であることを告知した年齢

1歳	17%
2歳	25%
3歳	34%
4歳	8%
5歳	8%
6歳	8%

(3) 養子の真実告知を検討している割合

検討している	57%
考えていきたい	29%
分からない	0%
検討していない	14%

項目：「ゆりかご」に預けられたことの告知について

(4) 「ゆりかご」の真実告知をしている割合

している	18%
していない	82%

(5) 「ゆりかご」であることを告知した年齢

就学後	33%
就学前	67%

(6) 「ゆりかご」の真実告知を検討している割合

検討している	27%
考えていきたい	42%
分からない	12%
検討していない	19%

ゆりかごに預けられたこどもの養親等が同じような立場にある方々の現状を知ること
で漠然とした不安の解消につながることもあると考えられるので、上記アンケート結果
が公表されたことには重要な意義がある。養子であることの告知をしている割合が6
7%であるのに対し、ゆりかごに預けられたことの告知をしているのは18%にとどま
っていること、養子であることの告知に比べてゆりかごに預けられたことの告知をした
年齢の方が遅い傾向にあることから、ゆりかごに預けられたことの告知については養親
等が手探りでやっている」と推察され、児童相談所による支援が望まれると考える。

養親等がゆりかごに預け入れられたことを肯定的に伝えるのか、あるいは周囲の人に
言わないように伝えるのかによって、こどもの受け取り方は全く異なるものになると考
えられる。できれば、養親等には「ゆりかごに預けたあなたの実親は、『あなたに生きて
ほしい、幸せになってほしい』と思ってあなたをゆりかごに預けたと思うので、私たち

はあなたが幸せに生きていくことを願っています。」というメッセージをこどもに伝えていただくことが望まれる。

また、同じように不安や悩みを抱える養親等が交流できる場があれば、養親等の精神的な負担が軽減されると考えるので、里親支援センター等がコーディネーターとなって定期的に開催されることが望まれる。

- ◆こどもの告知については慎重な検討を要するため、実際にこどもに告知した事例の共有などがあれば参考になる。
- ◆こどもが施設入所していることに否定的な気持ちが強く、ゆりかごへの反応も懸念されたことから、あえて「このとりのゆりかご」に預けたという詳細は触れず、背景にあった当時の実母の事情や本児を死なせてはいけないと思って支援者に預けた気持ちを中心に話した。
- ◆現時点で「このとりのゆりかご」についての告知はできていない。里親自身が告知へ挑むことの難しさ、こどもから自分の出自に関するニーズを聞き出しにくいといった課題があると考えている。

5 措置解除後のこども及び里親等に対する援助について

家庭引取りや法的に親子関係が確立する特別養子縁組成立後は、措置が解除されるため、原則として、児童相談所とのつながりは消えることにより、措置解除後の児童に対し児童相談所の調査が及ばず、その後の状況把握は困難な状況である。しかし、実親及び里親が行う養育において、成長に伴う様々な悩みを相談し、支援する機関として、児童相談所や里親会が必要とされているように、家庭引取りや特別養子縁組が成立した場合においても、こどもの成長に応じた適切な支援の在り方について市区町村要保護児童対策地域協議会の支援対象に加えること等を検討する必要がある。また、実親及び里親に対する精神的なケアについても同様の検討が必要である。

- ◆措置解除後も、地域を担当する里親専門員がフォローのための訪問を行っている。また、定期的に状況確認を行ったり、児童心理士が主催するペアレントトレーニングに誘うなどしている。
- ◆実母が反省し、児童相談所の指導に従いながら施設面会や養育支援プログラムに積極的に参加したこと、実母と一緒に母方祖父母が養育する意思及び環境が確認されたこと、地域養育支援環境の調整が整ったことから家庭引取りを決定した。

6 出自が不明であることの課題について

(1) こどもについて

ア こどもの出自を知る権利について

こどもは、独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体であり、その権利は保障されなければならない。出自を知る権利は、人格を形成していく上での基礎となる権利であり、幸福追求権として憲法上保障されるべき基本的人権である。また、我が

国が批准している「児童の権利に関する条約」第7条第1項においても、こどもが出自を知る権利はできる限り保障しなければならないと規定されているところである。

さらに、平成28年の児童福祉法の改正において、この「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、こどもを権利の主体と捉え、最善の利益を優先すべきことがより明確化されたところである。

このことは、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について」（令和3年3月26日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）においても「児童の権利条約においては、「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」とされており、養子となった児童が自らのアイデンティティの確立や心理的安定を確保する上で、自らのルーツを知ることは極めて重要である。」として出自を知る権利の重要性が示されている。

また、里親委託などの社会的養育にあるこどもについては、里親及びファミリーホーム養育指針（平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）において、「自己の生い立ちを知ることは、自己形成において不可欠である。真実告知は行うという前提に立ち、子どもの発達や状況に応じて伝え」としているほか、養子縁組を行った場合の真実告知の必要性も示している。また、「子どもにとっての実親は、子どもが自身を確認する上での源である」として、こどもと実親との関係性への配慮も求めている。

このように、養育者が実の親でなく別に実親がいることや、こどもの生い立ちについてこどもに伝えることは必要なことである。実親に関する情報は、この告知に不可欠な情報であり、こどもの自己形成のために非常に重要な役割を持つといえる。

他方で、養子となった児童の実父母等のプライバシー等への配慮も必要となるが、養子となった児童の出自を知る権利を保障するためには、児童が知りたい情報が残されているということが前提であり重要である。

ドイツの内密出産制度に関しては、内密出産制度導入後、ベビー・クラブ等の利用件数の減少及びそれに伴って医療的手当のない妊娠と自宅出産等（孤立出産）が減少したことも本制度のもたらした効果であるという。

しかしながら、匿名性に重きを置いたゆりかごの運用は、こうしたこどもの権利を損なうことにもつながりかねず、ゆりかごの仕組みに限界があると言わざるを得ない。

また、「新しい社会的養育ビジョン」では、こどもの出自を知る権利の重要性と、これを保障するための情報の保存の在り方について具体的に示されているところである。

「新しい社会的養育ビジョン」のほか、民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成29年1月27日厚生労働省告示第341号）においても、児童に関する情報や児童の父母等に関する情報を記した帳簿の永年保管が求められているなど、平成19年のゆりかご開設当時に比して、こどもの出自を知る権利の保障のための取組の必要性がより明らかとなっている。預け入れ者（実親）の希望は理解するものの、こどもの出自を知る権利等についてはできるだけ保障することが必要であるため、実親子関係を大事にしながら、こどもにとって何が大きかを考えて対応を行うべきである。

アイデンティティや自尊感情といった、こどもが生きる上での土台を形成するためには、

出自に関する断片的な情報だけでなく、それぞれのこどもの胎生期・幼少期からのストーリーを伝えていくことが重要である。このため、今後の考え方として、ゆりかごに預け入れられたこどもに関わる全ての機関の関係者は、こどもが自分の実の親を知ろうと思ったとき、こどもがショックを受けることが想定される情報であっても、告知後の支援体制を準備したうえで、その子の求めに応じて、こどもの出自を知る権利を担保することができるように、でき得る限りの努力を行っていかなければならない。情報源である慈恵病院や児童相談所をはじめ、こどもの代替養育を担う施設や里親等は、連携を図り、出自の情報を適切に集約、保全する必要がある。

こどもの立場から見ると、預け入れ者の匿名性を貫くことは、こどもの出自を知る権利を保障できないことから、大きな課題である。

イ こどもの成長等について

① ゆりかご設置当初から課題として挙げられていたが、こどもの身元が判明していない場合、こどもを養育していくうえで、そのこども特有の心身の状況について必要な情報を得られないこともあり、様々な支障や困難が出てくることが懸念される。

ゆりかごへ預け入れられたこどもは、身元が不明ということで、家族及び親族の遺伝性疾患のリスクを知ることができないため、予防、早期発見、早期治療といった対策をとることができない。

ゆりかごへ預け入れられた障がいのあるこどもや治療を要するこどもは、その症状等に関する情報が無いか少ないことが多く、こどもの安全確保に関して困難となることが予想される。

昨今の医学の進歩により、家族及び親族の遺伝情報は、生命、健康の確保において重要な意味を持ち始めており、今後、遺伝医学の進歩とともに大きな問題となることが考えられる。

② 身元が判明していないこどもにとって、誰にでも起こる思春期の葛藤に加えて、自らの出自が分からないという更に大きな精神的衝撃に直面し、その後の人格形成への影響や長期的な悩みをもたらす可能性があることから、精神的なケアを継続して行う必要がある。

(2) 父母について

こどもの身元が判明していない場合、実父母がゆりかごへ預け入れた理由が分からないため、同様の悩みを抱える人々に対する様々な支援や援助について検討することができない。預け入れた理由が分かれば、行政の窓口や関係機関等における相談や支援について、どこに重点を置けばいいのか検討することが可能となる。このことにより、同じような悩みを抱える人々が、こどもをゆりかごへ預け入れることなく育てることにつながるかもしれない。

第6期においては、産後の強い育児不安から衝動的にゆりかごに預け入れられたと推察される事例が見られた。これらは、市町村が行っている産後ケア事業や妊産婦等生活援助事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）等を利用することでゆりかごに預け

入れる選択を回避できた可能性がある。もっとも、ゆりかごへの預け入れを考える実父母は、適当な行政サービスがあることを知らない、又は利用を考える余裕がないことも考えられる。

また、預け入れを行った実父母自身に、ゆりかごへの預け入れたことについて精神的禍根を残し、あるいは、こどもの成長に悩みが生じ得ることからすれば、それらに対する支援や治療を要する可能性がある。

- ◆事例 M：出産後から漠然とした不安が強くなり、預け入れを決意してから数時間後にはゆりかごに預け入れた事例。預け入れた実母は、「自信がない」と引取りを躊躇したが、預け入れを知った実父は「早く返してほしい」と引取りを希望した。

(3) 行政の手続について

できるだけ早い時期から家庭的な環境で養育されることは、こどもの人格形成上、大変重要なことであるが、出自が不明な場合、実父母が名乗り出る可能性があることから里親及び特別養子縁組里親への委託には慎重にならざるを得ない状況にある。

7 国外からの預け入れにおける課題

国外からの預け入れにおいては、国と国との関係にある中で、言葉の問題や当該国固有の制度等が存在するため、各種調査の実施、関係機関との調整など、児童相談所における対応面での困難が想定されるところであり、当該国はもとより国の協力が不可欠である。

また、預け入れ後は児童福祉法に基づく対応を行うこととなるが、国外の児童であることを念頭に、条約や法律にも留意しつつ、児童の権利擁護の観点から将来を見据えた慎重な対応が求められる。

8 ゆりかごが誤解されている側面

(1) 匿名性について

慈恵病院のホームページでは、ゆりかごを「匿名で赤ちゃんをお預かりする窓口」と説明しているが、実際に預け入れがあった場合は、預け入れ者の情報を運用上関わった者が知り得ることもあり、むしろ出自を知る権利を保障する観点から、これまでも慈恵病院に対し、預け入れ者との接触に努めていただくようお願いしているところである。

しかしながら、預け入れ者の中には、この匿名について、身分を一切明かす必要がないと考え預け入れに来た事例もあり、むしろ、匿名性があるゆえに預け入れに至った事例が少なくないのではないかと。これまでの運用で誤解されている点であり、このことにより、こどもの権利の根本である「こどもが権利の主体」であることが置き去りにされている。

第6期においては、実母が妊娠・出産のことを職場に知られたくない、地元の行政機関や親族に出産を知られたくないため、預け入れた事例があった。また、未婚での出産であり経済面を理由に預け入れをした事例や、不倫での妊娠による戸籍上の課題から預け入れた事例があった。

また、第5期までに、ゆりかごを2回利用した事例も複数あり、最初の預け入れにより相談

機関とのかかわりができたとしても、相談をするよりもゆりかごの利用の方が選択された事例もある。

(2) 預け入れ後のこどもの居場所について

(1)にあるように、ゆりかごを「匿名で赤ちゃんをお預かりする窓口」と説明していることから、いったん預け入れたこどもは、その後もずっと慈恵病院で預かってもらえるとの誤解を与えかねない。慈恵病院のホームページには、預けられたこどもがその後どのように養育されるのか説明されているが、病院は一時的に保護するところであること、また、どうしても育てられない事情がある場合は、施設や里親の下で養育されることになること等について引き続き周知していく必要がある。

(3) 特別養子縁組について

先にも述べたとおり、特別養子縁組成立後、または、特別養子縁組前提の里親委託中に実親が判明し、実親がこどもの引取りを希望する事例が実際に起こっている。身元不明のこどもの特別養子縁組については、このような問題が起こり得ることを念頭に置き、時間をかけて手続きを進める必要がある。